

KINKIDAIGAKU HŌGAKU

KINDAI UNIVERSITY LAW REVIEW

March 2020

Vol. 67

No. 3・4

Contents Articles

- Collision at Sea:
Shall the Time Charterer or Shipowner be Liable?
.....NOGUCHI Yuko(1)
- The Duties of Mandatary in Management Business of
Copyright and Neighboring Rights
as a Commission Merchant or an Agent.....SUWANO Oki(35)
- Das Wesen der Aktien.....MICHINO Masahiro(59)
- A Cognitive Approach to the Concept of [Get off of NP]
.....MORIYAMA Tomohiro(71)
- The Suspension of Japanese Rearmament:
The Process and Causes of Indecision by the U.S. Government,
September 1949-August 1950.....YOSHIDA Shingo(125)
- Die positive Beschlussfeststellungsklage im deutschen Aktienrecht
.....FUJISHIMA Hajime(163)
- A Study on Formalism of International Law:
Emergence of the Community Interests and De-formalization
and Re-formalization of International Law
.....NISHITANI Hitoshi(185)
- Analyse comparée de 《Kofun》 de Tatsuo Hori et de l'épisode des
《Trois arbres d'Hudimesnil》:
une influence de Marcel Proust dans la description religieuse
.....TAKAHASHI Azusa(233)
- A Study on Word Spaces in Chinese Textbooks.....ABE Shintaro(263)

Guidelines for Manuscript Submission to Kindai University Law Review

THE LAW SOCIETY
OF
KINDAI UNIVERSITY



近畿大学

OSAKA JAPAN

ISSN 0916-4537

近畿大学 法学

近畿大学法学部創立70周年記念号

第67巻 第3・4号

論 説

- 定期傭船契約と船舶衝突責任の帰属主体
——最高裁平成4年4月28日判決を再考する——
.....野口夕子(1)
- 取次ぎまたは代理による著作権等管理事業者の義務
——著作権等管理事業法・民法・商法の交錯——
.....諏訪野大(35)
- 株式の本質に関する一考察
——株券を発行することのない株式は「物品」か——
.....道野真弘(59)
- [Get off of NP] の概念研究
——認知言語学的アプローチ——
.....森山智浩(71)
- 日本再軍備の停滞:
米国政府による不決断の過程と要因, 1949年9月~1950年8月
.....吉田真吾(125)
- ドイツ株式法上の積極的決議確認の訴え
.....藤嶋肇(163)
- 国際法の形式主義に関する一考察
——国際共同体利益の出現による形式主義の動揺と再生——
.....西谷 斉(185)
- 堀辰雄「古墳」の宗教性におけるマルセル・ブルースト的特性
——「ユディメニルの三本の木」の挿話との比較分析を中心に——
.....高橋 梓(233)
- 中国語教科書のかち書きに関する一試案.....阿部 慎太郎(263)

近畿大学法学投稿規程

近畿
大学
法学
会

近畿
大学
法学

第
六
十
七
巻
第
三
・
四
号

二
〇
二
〇
年
三
月

近畿大学法学会

(通巻第187号)

法学部創立70周年記念号の刊行に寄せて

ここに近畿大学法学部創立70周年を祝賀する。

2020（令和2）年3月1日、近畿大学法学部は、文部省（当時）の設置認可から数えて齢70年を迎えた。かつて杜甫が古來稀と詠んだ70年の人生は、今や長寿の言換えではなくなり、老年の出発点と位置づけられようとしている。私たちが歩んだこの歳月も、法学部あるいは社会科学全般の領域では寧ろ年若い部類に入ろう。しかし私たちは、この間切磋を絶やさず、他の古老の大学に勝るとも決して劣らない、教育と研究ともに豊穡な成果を上げてきたと自負する。

法学部は、いずれの時代にあっても社会の要請に応え社会とともに発展しようとする姿勢で教育・研究に弛まぬ努力を続けてきた——このことは、その略史を繙けば自ずと明らかになる。法学部の歩みは、新学制により大阪専門学校と大阪理工科大学を合併し設立された近畿大学（1949（昭和24）年2月設置認可）が理工学部・商学部が続いて設置した法学部第1部及び第2部（法律学科）に始まる。1965（昭和40）年12月には、経営法学科が設置認可されたが、2004（平成16）年4月に政策法学科に改組され、その後2016（平成28）年4月¹⁾に、経営と政策の両分野を包含した法律学科の一学科体制に移行し、現在に至っている。この間、通信教育課程（1959（昭和34）年12月）、大学院法学研究科（法律学）（1970（昭和45）年3月）、大学院博士課程法学研究科（法律学）の設置（1972（昭和47）年3月）（いずれも認可ベース）にも象徴されるように、教育・研究体制の拡大と充実は途絶えることがなかった。かつて法学部・法学教育と不離一体といわれ

(1) これに先立って2月には、法学部新校舎が竣工し、法学部は長年その教育・研究活動の基盤としてきた18号館を離れ、EキャンパスC館に移転した。

た法曹養成に関しても、司法試験の受験に関する研修と指導を行うことを目的として大学に設置された司法試験研修所（1981（昭和56）年4月設置）とともに、資格試験の頂点の一つとも言われた同試験の受験を目指す学生の学習支援に力を入れてきた。2004（平成16）年、ときの司法制度改革の一環として、法科大学院とこれに接続する新司法試験の制度が導入されたことに伴い、本学が法曹養成機能を担う機関として近畿大学法科大学院法務研究科を設置した後も、法学部に司法コースの教育課程を設け、法律学の学修の深化に努めてきた。これらの詳細については本誌各周年号の歴代学部長の巻頭言も参照されたい。

社会への貢献に向けて大学に課された大きな課題の一つに、社会に役立つ人材の育成がある。「『実学教育』と『人格の陶冶』」を建学の精神に定め、教育の目的を「人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」に置く近畿大学の一員たる法学部は、これらの使命を果たすべく、法的思考力（リーガル・マインド）の育成と涵養を自らの理念・目的とし、激動する社会の中で広い視野と豊かな法的思考により、積極的かつ柔軟に行動する能力を修得させること並びにそのような能力を備えた21世紀を担う人材を育成することを教育目標としてきた⁽²⁾。法学部同窓生は既に4万7千人を数え、通信教育課程卒業生も加えると6万人に達し⁽³⁾、社会に役立つ人材育成という観点からは、疾うに大学の社会的任務・責任を全うしてきたと自負してもよからう。

将来を展望すれば、近畿大学の教育・研究の質は、ますます社会の安定と発展に資するものであることが求められており、法学部に対する社会的貢献の期待も強まる一方である。今日、私たちは順風満帆に幸福を享受す

(2) 近畿大学学則別記(2)。

(3) 2019年3月末現在、法学部卒業生は47,427名である。また、同年9月末現在、通信教育課程卒業生は13,354名である（いずれも法学部事務課調べ）。

ることのできる〔近〕未来社会を決して確信することができない危機を予感している。このような危機については、地球環境、人工知能、インターネット、ポピュリズム、人口の不均衡、社会保障といった21世紀第一四半世紀の国際社会の大きな関心を惹いた言辞からも容易に連想することができるであろう。実際、21世紀、本誌に掲載された研究成果のタイトルを見ると、「地方議会」「軍備」「国際組織」「子の養育」「臨死介助」「不正アクセス」といった研究素材が掲げられており、意識的であるかはともかくとしても、これらの研究がこれからの社会の発展に大きく資することが期待されよう。おりしも国際連合は、2015（平成27）年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、そこで持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールと169のターゲットを掲げた⁽⁴⁾。これを承けて、近畿大学大学院法学研究科は、2019年、17のゴール全てを目指すことを明らかにしている。もちろん持続可能な開発目標は、字義にかなって、継続して目標達成に取り組まなくてはならない性質の課題であろう。私たち、法学部教員は一同、持続可能な目標の達成に向けてこれからも取り組む。

この記念論文集は、法学部創立70年を祝賀するとともに、今後10年の世界的課題への取り組みへの決意を表明するものでもある。

2020（令和2）年3月1日

近畿大学法学部長
神 田 宏

(4) 国際連合広報センターホームページ (https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)、外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>) 参照 (Ref.: 2019年12月15日)。

近畿大学法学投稿規程

- 第1条 近畿大学法学は、近畿大学法学部および法学研究科における研究または教育の成果を発表する研究紀要である。
- 第2条 近畿大学法学は年4回発行する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 第3条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表の原稿は、この限りでない。
- 第4条 投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、判例研究・事例研究、翻訳、書評、資料およびその他編集委員会が適当と認めたものとする。
- 第5条 投稿原稿の掲載の可否は、編集委員会が決定する。
- 第6条 近畿大学法学に投稿できる者は、以下の各号に掲げる者とする。
(1)本学法学部または本学大学院法学研究科の授業を担当する教員
(2)本学大学院法学研究科博士後期課程に在籍し、指導教員の推薦および全体会議の承認を得た者
(3)編集委員会が妥当であると判断し、全体会議で承認された者
- 第7条 投稿者は、投稿した原稿について、その著作者であること、著作権を譲渡していないことおよびその原稿が他人の著作権、著作者人格権その他の権利を侵害していないことを保証する。
2 掲載された原稿が他人の権利を侵害したものである場合、又はその疑義が生じた場合は、投稿者が一切の責任を負うものとする。
- 第8条 近畿大学法学に掲載された原稿の著作権は、投稿者に帰属する。ただし、投稿者は、当該原稿に係る公表の同意ならびに複製権、公衆送信権および譲渡権の許諾を近畿大学法学会に与えるものとする。また、投稿者は、近畿大学法学会が当該原稿の電子化・公開を委託する機関に対して、公衆送信権および複製権の許諾を与えるものとする。
- 第9条 近畿大学法学の編集は、編集委員会が担当する。編集に関わる事項については、上記投稿規程を踏まえ、編集委員会が別に定める。

附則 本規程は、2019年12月1日から施行する。

投稿・編集に関する問い合わせ先：editor@jus.kindai.ac.jp（編集委員会宛て）

第66巻 第3・4号 (通巻第185号) 目次

論 説

条件付起訴猶予制度の導入に向けた法的問題点の検討—序論
……………辻 本 典 央

商標に対する名板貸規定の類推適用
—商標法, 不正競争防止法, 商法, 会社法の交錯領域—
……………諏訪野 大

保険金受取人変更の意思表示
—かかる行為の性質と保険契約者の意思能力—
……………野 口 夕 子

「大阪維新の会」と議会運営
—分割政府比較の観点から—……………辻 陽

消滅時効法における事実上の障害
—起算点論と完成猶予論—……………福 田 健太郎

国際裁判における科学的事実認定
—科学的知見の変異性と予防原則の関係を中心に—
……………西 谷 齊

[Cheat on NP] の概念研究
—認知言語学的アプローチ—……………森 山 智 浩

日本再軍備の起源:
米国政府内における検討の開始と頓挫, 1946年~1949年
……………吉 田 真 吾

ドイツ普通法における条件付命令訴訟
—督促手続の前身として視点から—……………小 池 和 彦

法人の代表者の地位に関する紛争と当事者適格
……………河 村 好 彦

随 想

永井先生への感謝 ……………土 屋 孝 次

永井先生の思い出 ……………大 濱 し の ぶ

永井博史先生の突然のご逝去を悼む……………越 山 和 広

遠くて近い存在 ……………中 路 喜 之

第67巻 第1・2号 (通巻第186号) 目次

論 説

被告人の家族等との接見交通権とその制限
……………津金貴康=辻本典央

中国における環境刑法の現在と将来……………何 群=山本雅昭
フランスにおける友愛原理に基づく連帯罪違憲判決とその意義
—不法滞在幫助罪の免責, 社会権への影響, 法院弁護士の役割—
……………奥 忠 憲

判 例 研 究

州議会による裁判官弾劾手続と司法審査
State of West Virginia ex rel. Workman v. Carmichael,
819 S.E.2d 251 (W.Va.2018)……………土 屋 孝 次
知的財産権譲渡後の追加収入に係る所得区分
—大阪地裁平成27年12月18日判決—
……………中 野 浩 幸

翻 訳

フランスにおける友愛原理に基づく連帯罪違憲判決
—関連法規と関連判決も含めて—……………奥 忠 憲
記 事

執 筆 者 紹 介 (掲載順)

野 口 夕 子 (法学部法律学科教授)
諏訪野 大 (法学部法律学科教授)
道 野 真 弘 (法学部法律学科教授)
森 山 智 浩 (法学部教養・基礎教育部門准教授)
吉 田 真 吾 (法学部法律学科准教授)
藤 嶋 肇 (法学部法律学科准教授)
西 谷 齊 (法学部法律学科准教授)
高 橋 梓 (法学部教養・基礎教育部門講師)
阿 部 慎太郎 (法学部教養・基礎教育部門講師)

編 集 委 員

委員長 諏訪野 大
委員 神 田 宏
委員 田 中 美 穂
委員 HUIZENGA Shawn
委員 西 谷 齊
委員 福 田 健太郎

2020年3月20日 印刷

2020年3月31日 発行

編 集 人 近 畿 大 学 法 学 会

印 刷 所 近 畿 大 学 管 理 部 用 度 課
(出版印刷)

近 畿 大 学 法 学 部 内
発 行 所 近 畿 大 学 法 学 会
東 大 阪 市 小 若 江 3 丁 目 4 - 1
電 話 (06) 4 3 0 7 - 3 0 4 1
郵 便 番 号 5 7 7 - 8 5 0 2